

入 札 説 明 書

調達物品名 救助工作車（Ⅲ型）

新潟市 財務部 契約課

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）、新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品名及び数量

救助工作車（Ⅲ型） 1式

(2) 調達物品の特質等

仕様書のとおり

(3) 履行場所

新潟市東消防署（新潟県新潟市東区山木戸1丁目1番20号）

(4) 納入期限

令和3年3月17日まで

(5) 入札方法

総価で入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、競争加入者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 故障時の出動要請から24時間以内の修理が可能である者で、かつ、本市の入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領での別表2の9（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。

(5) 品質マネジメントシステム「ISO 9001」の管理の下に製作された車両を納入できる者

(6) 「メンテナンス対応等証明書（別紙1-1, 1-2）」、同等品申請書兼承認書（別紙2）」を提出できるものであること。

3 問い合わせ先等

(1) 契約条項を示す場所及び入札手続等に関する問い合わせ先

郵便番号951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市財務部契約課物品契約係

電話 025-226-2213 FAX 025-225-3500

- (2) 同等品申請書兼承認書の交付に関する問い合わせ先
郵便番号951-1141
新潟市中央区鐘木257番地1
新潟市消防局警防課装備係
電話025-288-3251

4 競争入札参加申請等

- (1) 本件調達物品の入札に参加を希望する者は、別添一般競争入札参加申請書を、令和2年5月25日までに上記3(1)の場所に直接又は郵便(必着とし、書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 申請の際には、「ISO 9001」の認証取得を確認できる書類(写し可)及び「メンテナンス対応等証明書(別紙1-1, 別紙1-2)」、「同等品申請書兼承認書(別紙2)」並びに総務省令で定める技術上の規格に適合した旨を示す適合証、受託試験合格証及び安全基準適合プレートの写しを添付のこと。
- (3) 入札者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じるものとする。
- (4) 提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定し、一般競争入札参加資格確認結果通知書を令和2年6月1日までに発送する。
- (5) 一般競争入札参加申請書提出後に入札参加を辞退する場合は、書面で届け出ること。

5 入札保証金

入札保証金は免除する。

6 入札及び開札

- (1) 入札・開札日時及び場所
ア 日時 令和2年6月15日 13時30分
イ 場所 上記3(1)の同所 本館2階契約課入札室
- (2) 郵送による入札書等の受領期間及び提出先
ア 書留郵便に限る。
イ 受領期間 令和2年6月5日から令和2年6月12日まで
ウ 提出先 上記3の場所へ提出すること。
- (3) 競争加入者又はその代理人は、仕様書、別添「契約書(案)」及び新潟市契約規則を熟知の上、入札をしなければならない。仕様書等について疑義がある場合は、別添質疑書を令和2年4月24日から令和2年5月19日までに、上記3(1)へファックスにより提出すること。
- (4) 競争加入者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人となることができない。
- (5) 入札室には、競争加入者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室するこ

とができない。

- (7) 競争加入者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札担当職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書(写し可)並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。
- (8) 競争加入者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。
- (9) 競争加入者又はその代理人は、本市様式の入札書及び委任状(別添)を使用すること。
- (10) 競争加入者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別添様式による入札書を提出しなければならない。
 - ア 競争加入者の住所、会社(商店)名、入札者氏名及び押印(外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。)
 - イ 代理人が入札する場合は、競争加入者の住所、会社(商店)名、受任者氏名(代理人の氏名)及び押印
 - ウ 入札金額
 - エ 履行場所
 - オ 品名、数量、単価及び金額
 - カ 品質・規格「仕様書のとおり」という記載でも構わない。
- (11) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。
- (12) 入札書は封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日時、品名、競争加入者の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。なお、郵便(書留郵便に限る。)により入札する場合については、二重封筒とし外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きし、上記で示した入札書のほか、一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封すること。加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (13) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペン(えんぴつは不可)を使用すること。
- (14) 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。ただし、入札金額の訂正は認めない。
- (15) 競争加入者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (16) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (17) 談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、抽選により入札者を決定するなどの場合がある。
- (18) 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行う。この場合において、競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (19) 開札した場合においては、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、6.(1)の入札・開札日時以降に再度の入札を行う。再入札書の提出方法については、別途指示する。また、下記7の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることはできない。

- (20) 再入札は1回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した競争加入者と随意契約の交渉を行うことがある。

7 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札
- (2) 入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- (3) 入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
- (7) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札
- (9) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (10) 上記(4)、(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

8 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし、落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消し、仮契約を締結していた場合は、本契約を締結しないものとする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

9 契約の停止等

本調達物品の契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手続に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合、若しくは、過去2年間の間に国（公社・公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以

上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証金を免除する。

11 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合には、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内の間に当該契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延長することができる。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

12 支払いの条件

納入物品等の代金は、当市の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

13 契約条項

別添「契約書（案）」による。

14 競争入札参加資格審査申請

本調達物品の公告時に、新潟市の競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されていない者で本調達物品の入札に参加を希望する者は、政府調達（WTO）契約に係る物品入札参加資格審査申請書を、令和2年5月19日までに下記へ持参又は郵送（必着とし、書留郵便に限る。）すること。

なお、申請書類は新潟市財務部契約課ホームページから取得することができるほか、新潟市財務部契約課で交付する。

郵便番号951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市財務部契約課物品契約係

電話025-226-2213

<http://www.city.niigata.lg.jp>

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者
郵便番号
所在地
商号又は名称
代表者氏名 印
担当者
(電話番号)
(FAX番号)

下記入札の参加資格要件を満たしており、入札に参加したいので、新潟市物品に関する一般競争入札実施要綱（以下「要綱」という。）第5条第1項の規定により申請します。

記

公告年月日	令和2年4月24日
番 号	新潟市契約公告第20号
品 名	救助工作車（Ⅲ型）

質 疑 書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(担当者)

(FAX番号)

1 番 号 新潟市契約公告第 20 号

2 品 名 救助工作車 (Ⅲ型)

質 疑 事 項

--

メンテナンス対応等証明書

調達物品名【救助工作車（Ⅲ型）】

1 当該車両のメンテナンスが行える整備工場

(1) 最寄りの整備工場

・整備工場名称

・所在地

・電話番号

(2) 競争入札参加希望者との関係

直営 ・ 協力 （該当するものを「○」で囲む。）

「協力」に該当する場合は、競争入札参加希望者等の契約状況を明らかにする契約書又は代理店証明書の写しを添付すること。

(3) 整備を実際に担当する人員（サービスエンジニアを含み常駐者であること）及び担当者名

人員 名

担当者名

(4) 点検整備及び修理依頼から着手までの所要日数は、1日に対応いたします。

2 部品供給体制

(1) 部品供給の総括窓口及び担当者名

総括窓口

担当者名

電話番号

(2) 供給系統（フローチャート図）

(3) 依頼から納品までの所要日数は、2日以内に対応いたします。

3 技術員の派遣体制

(1) 最寄りの整備工場の派遣体制

ア 緊急時の連絡系統

イ 現地への派遣方法

ウ 現地到着までの所要日数は、1日以内で対応いたします。

(2) メーカーの技術員の派遣体制

ア 緊急時の連絡系統

イ 現地への派遣方法

ウ 現地到着までの所要日数は、2日以内で対応いたします。

上記のとおり証明いたします。

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

(競争入札参加希望者) 住 所

会 社 名

代表者名

印

同等品申請書兼承認書

公告番号 新潟市契約公告第 号

調達物品名 救助工作車（Ⅲ型）

（ / 枚）

No.	品名（材料）	メーカー名・型式	諸元	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※上記のとおり同等品の認定を申請いたします。

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

⑩

※上記の申請品を同等品として承認いたします。

令和 年 月 日

新潟市消防局警防課長

⑩

令和2年度

救助工作車（Ⅲ型）

仕様書

新潟市消防局

第1 総則

1 目的

この仕様書は、新潟市（以下「当市」という。）が令和2年度に購入する救助工作車（Ⅲ型）（以下「本車両」という。）の仕様について定める。

2 適合法令等

本車両の製作は、仕様書及び承認図書による他、次に掲げる法令等に適合し、緊急自動車として承認を得られるものとする。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- (2) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
- (3) その他の関係法令等

3 車両概要

本車両は、ハイルーフ・ダブルキャブオーバー型低床式シャーシ（5.5トン級消防専用シャーシ）に前後引きウインチ、クレーン、発電照明及び救助資機材を装備し、あらゆる災害において安全、確実、迅速に救助活動が行える車両とする。

4 製作上の問題処理等

- (1) 車両の保管責任は当市の納入検査を受けるまでの間は、受注者が負うものとする。
- (2) 仕様内容に疑義が生じた場合または仕様の変更が必要な場合は、当市とその都度速やかに協議し、承認を得たあと施工すること。
- (3) 仕様内容については、当市の解釈に従うものとする。
- (4) 本車両製作にあたり、工業所有権その他の法令等に抵触する問題が生じた場合は、受注者においてこれらの問題を解決し、その旨を当市に報告すること。

5 製作上の注意

車体は、常時登録された車両総重量の状態において十分耐え得るもので、次のとおりとする。

- (1) 標準装備以外の各装置及び部品の取付けは、ボルト締めを原則とすること。
- (2) 車体全般にわたり、防水、防蝕及び防錆措置を十分行うこと。
- (3) 清掃、点検、調整及び修理が容易に行えるものとする。
- (4) 使用取扱い上の安全性及び操作性を十分考慮すること。
- (5) 全体的に重量軽減を図り、前後左右の荷重バランスを十分考慮すること。
- (6) 装備品等は機能的、かつ、バランスよく配備すること。
- (7) 堅牢にして、長期の使用に十分耐え得るもので、かつ、維持管理が経済的に行えるものとする。
- (8) 洗浄ができ、かつ、残水等の生じない構造とすること。
また、車体等、塗装剥離の恐れのある部分には、適切な保護対策を講ずること。
- (9) 法定点検整備が容易に行える構造とすること。

第2 提出書類

1 着手届

契約後，速やかに着手届を1部提出すること。

2 承認図書

契約後，速やかに当市と細部打合せを行うものとし，細部打合せ後，次の書類（A4版に製本）を3部提出し，承認を受けること。

なお，承認後1部を受注者へ返却するものとする。

(1) 製作工程表

(2) 製作図等

ア シャーシ5面図

イ キャブ改造図（空気呼吸器固定装置，後部座席改造図を含む）

ウ シャーシ諸元明細書

エ 車両カタログ

オ ぎ装諸元明細書

カ ぎ装外観5面図（縮尺1：20）

キ 車体骨組図

ク 資機材収納ボックス製作図

ケ 装備品取付図

コ 電気系統配線図

サ はしご昇降装置関係図（手動式）

シ ウインチ装置関係図

ス クレーン装置関係図

セ 動力伝達装置関係図

ソ 照明装置関係図

タ 発電装置関係図

チ 照明操作盤（制御盤・配電盤）関係図

ツ 使用資機材明細一覧表（メーカー名及び型式）

テ その他当市が指示するもの

3 進ちよく状況の報告

製作工程ごとの進ちよく状況を示す書類，写真を1部提出すること。

4 完成図書

納入時に次の書類（A4版のファイル）を2部提出すること。

(1) 製作図

(2) 自動車車検証の写し

(3) 自動車損害賠償責任保険証明書の写し

(4) リサイクル券（預託証明書）の写し

(5) シャーシ取扱い説明書

- (6) 整備要領書
- (7) 緊急自動車届出確認証の写し
- (8) 改造自動車等審査結果通知書の写し
- (9) 総務省令で定める技術上の規格に適合した旨を示す適合証の写し
- (10) 受託試験合格及び安全基準適合プレートの写し
- (11) 転覆角度実測証明書
- (12) 計量証明書
- (13) 使用材料一覧表
- (14) 使用電球一覧表
- (15) 使用ヒューズ一覧表
- (16) 性能試験結果書
- (17) 装備品等一覧表（保証書付き）及び取扱い説明書
- (18) 主要資機材一覧表（保証書付き）及び取扱い説明書
- (19) 納品書，納品明細書
- (20) その他当市が指示するもの

5 写真（カラーE版，またはデジタルカメラ写真と写真を保存したCD）

次に掲げる写真（A4版ファイルで製本）を，それぞれの指定部数提出すること。

- (1) 完成車両（新規登録後でナンバー付き）の前後左右，斜め前後左右及び上方向から撮影したもの 3部
- (2) 製作工程に基づくシャーシから完成車までの状況を撮影したもの 1部
- (3) 塗装状況が確認できるもの（工程ごと） 1部
- (4) 試験実施工程（転覆角度試験，重量実測試験） 1部
- (5) 付属品を撮影したもの 1部
- (6) その他当市が指示するもの

6 その他

完成車両の写真入りパンフレット（A4版折込式）500部を用意すること。

（詳細は別途指示）

第3 シャーシ

1 諸元及び性能

- (1) 型式 ハイルフ・ダブルキャブオーバー型低床式シャーシ
（5.5t級消防専用シャーシ）
- (2) 駆動方式 四輪駆動
- (3) ホイールベース 2,800mm以上
- (4) 許容車両総重量 12.0t未満
- (5) エンジン型式 水冷式4サイクルディーゼルエンジン
- (6) エンジン出力 240PS（177kW）以上

- (7) トランスミッション マニュアル
- (8) ステアリング パワーステアリング
- (9) 乗車定員 5名以上
- (10) バッテリー 170G51以上(12V150AH以上) 2個
- (11) オルタネーター 24V-100A以上
- (12) 燃料タンク 100リットル以上

2 取付品及び取付装置

以下に定めるもののほか、別表1のとおりとし、同等以上の性能を有する品を主張する場合は、事前に性能資料を提出し、新潟市消防局警防課の承認を得るものとする。

- (1) エンジン回転計
- (2) エンジン油温計
- (3) 後退警報器(ON・OFF切替スイッチ付き)
- (4) キャブチルト装置(電動式)
- (5) オイルパンヒーター(10mコード付き)
- (6) PTO
- (7) 電子ガバナー
- (8) ABS装置
- (9) バックアイカメラ(8インチ前後の液晶画面含む)
- (10) 専用エアコン(純正部品)
- (11) 集中ドアロック(4箇所)
- (12) パワーロック
- (13) キーレスエントリー(3個)
- (14) フォグランプ(純正部品)
- (15) LEDヘッドランプ
- (16) 純正カーラジオ(AM, FM付き)
- (17) サンバイザー(運転席及び助手席)
- (18) サイドバイザー(4箇所)
- (19) パワーウィンドウ(4箇所)
- (20) LED蛍光灯(遮光カバー付)
- (21) 大型デジタル式時計(24Vバッテリー電源)
- (22) 空気呼吸器固定装置(後席4器, 助手席1器)(詳細は別途指示)
- (23) ドライブレコーダー
- (24) 警告装置
- (25) その他メーカー標準装備品

3 積載品及び付属品(別表2) 車両備品(別表3)

別表2, 3のとおりとし、同等以上の性能を有する品を主張する場合は、事前に性能資料を提出し、新潟市消防局警防課の承認を得るものとする。

第4 ぎ装

製作台数は1台とし、ボディーは鋼板製で、走行による振動等に十分に耐え得る構造で次のとおりとする。

1 完成車の寸法及び重量

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 全長 | 8, 300mm以下 |
| (2) 全高 | 3, 600mm以下 |
| (3) 全幅 | 2, 500mm以下 |
| (4) 車両総重量 | 12.0t未満(別表の積載品の重量を含む。) |

2 主な装備品

- | | |
|--------------|---|
| (1) はしご昇降装置 | 手動式 |
| (2) 照明装置 | LED照明装置
(多摩川精機 SQEシリーズ KLED-4000) |
| (3) 発電機 | 多摩川精機 GHD13KV |
| (4) ウインチ装置 | 最大引張力 5.0t以上(一層直引式)乱巻防止用ワイヤー押装置, 有線リモコン付き, トン数表示機能付き
前(大橋機産 MCW550RRT)
後(大橋機産 MCW5103DVT) |
| (5) クレーン装置 | 最大吊上げ能力2.9t以上
(タダノ ZX303HREN)
無線ラジコン付き |
| (6) 牽引用フック | 車両前部ピンドルフック×2(3tステンレス製, 固定フック付き)
D環フックはリヤフェンダー内部に左右各2
(300kg以上) |
| (7) 無線電話装置 | 当市現有車両から移設 |
| (8) 車両運用端末装置 | 当市現有車両から移設 |

3 ぎ装材料

- (1) フロアーステップ, バンパー上部, その他必要とする部分は, アルミ縞板とする。
- | | |
|------------|---------|
| ア 車体上部 | 3.5mm以上 |
| イ 側板 | 2.0mm以上 |
| ウ サイドエプロン | 1.2mm以上 |
| エ フェンダー | 1.0mm以上 |
| オ フロントバンパー | 3.2mm以上 |
- (2) 保護枠, 計器板, 蝶番, 手摺りその他金属の露出部分及び外部に取付けるボルトナット類は全てステンレス製のものをを使用すること。
- (3) コーキング類は弾力性があり, 永年使用により硬化しないものをを使用すること。
- (4) プラスチック類は, 全て難燃性のものをを使用すること。
- (5) ゴム製品は, 全て耐油性の合成ゴムを使用すること。

(6) キャブ内の床は、できるだけ低くし、エンジン部等の点検が容易に行えるキャブチルト構造であること。

4 ウインチ装置

(1) 装置の取付けは、フロントバンパー部に大橋機産製MCW550RRT、後部にMCW5103DVTを取付けること。

(2) 動力は、車両のPTOから取出し、クレーン装置と兼用の油圧ポンプを駆動させ作動させる。

(3) ウインチ（車両）とワイヤーロープの牽引角度は、前方位約15度まで対応可能とし、乱巻き、キンク等が生じない構造とする。

(4) ウインチドラムは、ワイヤーを無負荷で収納する際、乱巻きを防止できるものであること。

(5) 安全装置として、過負荷防止装置及び逆転防止ができるものであること。

(6) ワイヤーロープの先端にシャックルを介して、5t用の安全チャック付きアイフック（防錆メッキ）を取付けるか、または取付け可能な構造であること。（別途協議）

(7) アイフック収納固定装置を取付けること。

(8) ウインチドラムのクラッチを切断した状態で、ワイヤーロープが手動で容易に引き出せる構造であること。

(9) リモコン装置付きとすること。有線の場合は、接続コネクタをフロントバンパー部に設け、リモコンを接続状態で収納できるものとする。

(10) すべての操作がリモコンで行えるほか、緊急時は手動操作が行える構造であること。

(11) 引張り速度の調整は、発電照明装置併用時でも無段階に変速操作できる方式であること。

(12) デジタル式のテンション表示機能を設けること。

(13) 折り畳み可能なアルミ製ウインチカバーを取付けること。

(14) 諸元性能

ア フロント部

(ア) 型式 大橋機産 MCW550RRT（前方向引き）

(イ) 駆動方式 PTO油圧駆動方式

(ウ) 性能 最大引張力5t以上

(エ) ワイヤー外径 14mm以上

(オ) ワイヤー長 有効30m以上

イ リア部

(ア) 型式 大橋機産 MCW5103DVT（後方向引き）

(イ) 駆動方式 電動式

(ウ) 性能 最大引張力5t以上

(エ) ワイヤー外径 10mm以上

(オ) ワイヤー長 有効25m以上

(15) 付属品

ア ワイヤーロープ	10mm×3m	2本
	10mm×5m	2本

イ	シャックル	3 t	2 個
ウ	滑車	5 t	1 個
エ	リモコン装置	5 m	2 個 (前後用)

5 クレーン装置

- (1) 架装は、車両後部のシャーシフレームとすること。
- (2) シャーシフレームは、必要に応じてサブフレーム等により補強すること。
- (3) 動力は、車両の P T O を駆動し作動すること。
- (4) パワーセービングバルブ (流量調整弁) を設けること。
- (5) オイルクーラーを設けること。
- (6) 操作部左右の見易い位置に、水準器を取付けること。
- (7) 過負荷防止装置を設けること。
- (8) クレーン用油圧ポンプの作動油交換用にドレンパイプを車体下部まで設けドレンコックを取付けること。
- (9) ブームの先端に L E D 照明灯を 1 個取付けること。
- (10) クレーン操作時、各操作レバーを照射できる L E D 照明灯を設けること。
- (11) アウトリガーの上部に保護枠付の黄色灯を取付けること。
- (12) アウトリガーに黄色の反射テープを貼り付けること。
- (13) アウトリガー用敷板は、クレーン装置付近の左右に収納ボックスを設けて収納すること。
- (14) クレーンアームに各吊り下げ能力を明記すること。
- (15) 諸元性能

ア	型式	タダノ	Z X 3 0 3 H R E N
イ	クレーン容量	2 . 9 3 t × 2 . 6 m	
ウ	最大ブーム長さ	7 m 以上	
エ	地上揚程	9 m 以上	
オ	旋回角度	3 6 0 度	
- (16) 付属品

ア	ベルトスリング	3 m, 5 m	各 2 本 (各 7 5 m m 幅)
イ	アウトリガー用敷板		
- (17) 本仕様書に明記されていない事項については、メーカーの標準仕様とすること。

6 照明装置

照明装置は発電機駆動とし、長時間の使用に十分耐え得るものとする。
投光器等は振動に十分耐えられるよう取付けること。

- (1) L E D 照明装置

多摩川精機	K L E D - 4 0 0 0	L E D 2 0 0 0 W × 2 灯
-------	-------------------	-----------------------
- (2) 発電機

多摩川精機	G H D 1 3 K V
-------	---------------
- (3) 防滴コンセントを車体の前後左右に 2 つ設けること。(引出装置、ロック機能付き)

7 自動エンジン回転制御装置

装備される装置を使用する際、最適なエンジン回転数を自動的に選択（各装置を併用して使用する際は、優先される装置の最適なエンジン回転数を選択）する装置であること。

(1) ウインチ装置

ア 操作時のみエンジン回転数が最適な状態になり、操作していないときはアイドリング状態に戻るものであること。

イ 照明装置と併用時は、照明装置の最適回転数を優先するものであること。

(2) クレーン装置

照明装置と併用時は、照明装置の最適回転数を優先し、各レバーを最大に操作してもエンジン回転数が変わらないこと。

(3) 照明装置

操作配電盤付近に、自動的に照明装置の最適回転数までエンジン回転を上げるスイッチを設けること。

なお、スイッチをOFFにした場合、エンジン回転はアイドリング状態に戻るものであること。

8 キャブ等の構造

(1) キャブは軽量のCFRP製またはアルミ製ハイルーフ型とすること。

(2) 車室は堅牢な天蓋及びドアを設けること。

(3) 隊員が安全に乗車できる座席を設けること。

(4) キャブ内の床は、できるだけ低くし、エンジン部等の点検が容易に行えるダブルキャブチルト構造とすること。

(5) キャブ内は、高さを概ね1.8メートルとし、可能な限り広くすること。

(6) 赤色灯はハイルーフ内に埋め込む等体裁をよくすること。

(7) ハイルーフ内にサイレン用スピーカー及びモーターサイレンを埋め込み防雪対応とすること。

(8) フロントバンパーは、ウインチ装置の取付け、強度を考慮したものでバンパー部の張り出しは前軸より1,600mm以下に収めること。

(9) キャブ屋根はアルミ縞板作業台を設け静荷重100kg以上を確保するとともに、支点リングを8個以上取付けること。（予備タイヤ2本を固定することができるスリング及び対空表示カバー付き）

9 キャブ内装備品等

(1) 隊員の乗降時及び走行時における安全の確保に必要な握り棒、手摺りを設けること。
なお、後部座席の握り棒にはS字フック（脱着可能タイプ）を10個取付け、取付け部にはチューブ等で補強を施すこと。

(2) 空気呼吸器固定装置は助手席1基、後部座席背面に4基取付けること。

なお、取付けについては別途協議する。

(3) 後部座席は跳ね上げ式座席とすること。

(4) 空気呼吸器の面体を掛けるフックを4個以上取付けること。（詳細は別途協議）

- (5) 空気呼吸器固定装置下部は収納ボックスを設け、床にはスノコを敷くこと。(詳細は別途協議)
- (6) 後部座席下部に資機材収納ボックス等を設け、床にスノコ等を敷くこと。(詳細は別途協議)
- (7) フロントウィンドウ上部にアシストグリップを2個取付けること。
- (8) ナンバープレートには前後ともアルミ製の保護枠を設けること。
- (9) オイルパンヒーターコンセント(キャップ付き)は、キャブ右側外部に取付けること。
- (10) エンジンオイルレベルゲージは、キャブチルトをしなくても点検できるものであること。
- (11) 室内上部には可能な限りの広さの収納スペースを設けること。(詳細は別途協議)
- (12) 後部座席上部にパンチングメタルタイプのルーフコンソールを取付け、移動可能なフック及び防音、すべり防止等を施すこと。
また、それぞれのコンソール内にLED照明を各2個取付け、スイッチは単独で設けること。(詳細は別途協議)
- (13) ルーフコンソールネットを2個取付けること。

10 取付品及び取付装置

別表1のとおりとし、同等以上の性能を有する品を主張する場合は、事前に性能資料を提出し、新潟市消防局警防課の承認を得るものとする。

- (1) 赤色警光灯
 - ア 車両前部(標識灯、スピーカー、モーターサイレン付き)
 - (ア) キャブ屋根前面に取付けること。
 - (イ) 標識灯のスイッチを、単独で十連スイッチに設けること。
 - (ウ) モーターサイレンのマニュアルスイッチは助手席付近に単独で設け、サイレンアンプの電源が入ってない場合は、鳴動しないようにすること。
- (2) 赤色点滅灯(赤色警光灯と連動)
 - ア 車体後部上方の左右対称の位置に各2個取付けること。
 - イ フロントグリル内に計4個取付けること。(詳細は別途協議)
 - ウ フロントバンパー両側面に各1個取付けること。
 - エ キャブ上部両側面に各1個取付けること。
 - オ 車体両側面の上部立上げパネルに、左右対称に各2個取付けること。
- (3) 作業灯
 - ア 車体両側面の上部立上げパネルに、左右対称に各3個取付けること。(詳細は別途協議)
 - イ 車体後面上方に、左右対称に各1個取付けること。
- (4) 電子サイレンアンプ
 - ア 無線電話装置本体、各電装品のスイッチ等は、運転席と助手席の間に集中コンソールボックスを設け機能的、かつ体裁良く取付けること。
 - イ 電子サイレン及び警鐘の擬似音を発することができ、かつ拡声装置としても使用できるものであること。
- (5) 照明装置(LED)

- ア 取付けは、車体上部前方中央付近で操作が容易に行えるリモコン型とし、スイッチは車両左側または右側前方に取付けること。（詳細は別途協議）
- イ 自動に可動する構造とすること。
- (6) 後退灯
後退灯は、車両後部左右の支障とならない位置に取付け後退警報機（ON，OFF切替スイッチ付き）と連動させること。
- (7) 標識灯
標識灯は黄色とし、丸ゴシック体の黒文字で「**東特救**」と記入すること。
なお、赤色灯内の中央とし、構造上困難な場合はキャブ側面に2箇所設けること。
- (8) 電動モーターサイレン
自動吹鳴及び減音スイッチは十連スイッチに設け、手動用スイッチを単独で助手席付近に設けること。（サイレンアンプの電源が入ってない場合は、鳴動しないようにすること。）
- (9) はしご昇降装置（手動式）
ア 三連はしごとかぎ付きはしごを積載し、車体上部左側で車体上部の作業スペースを有効に確保できる場所を取付けること。
イ 収納時のはしご落下を防止するため、ロック装置を2箇所設けること。
ウ 梯子固定器具は三連はしご等を収納しない場合、ガタツキ等が生じない処置を施すこと。
エ 昇降装置を降ろした際の安全を図るため、ロック装置を1箇所以上設けること。
オ 昇降装置の未収納がキャブ内の十連スイッチで確認できるように昇降装置にセンサーを設けること。
- (10) ボート収納箱（銀ボックス）
ア 救助用ゴムボート一式を収納した箱を積載し、車体上部右側を取付けること。
なお、ボートフックを含め固定方法については別途協議する。
イ ボート本体以外のパーツは、可能な限り箱に収納し積載すること。
ウ 船外機は、車両右側面シャッター内にブラケット等を設け固定すること。
- (11) フレキシブルマイク
運転席右側上部に取付け、Aピラー付近にスイッチを設けること。
- (12) フレキシブルマップランプ（LED）
助手席側上部及び後部座席左右に設けること。
なお、スイッチは接触しても破損の恐れが無いものにする事。
- (13) 収納ボックス
ア 収納ボックス内には全てLEDによる照明装置を取付け、ボックス開放時に作動させること。
なお、メインスイッチはキャブ内の十連スイッチに設けること。
イ ボックス内には配線やコード類を隠蔽して防水加工とすること。
- (14) ドライブレコーダー
車両前方（おおよそ3車線）及び車内（運転席及び助手席）を記録できる2カメラ式とし、常時録画及び衝撃を感知した際に映像を記録する機能を有するものを取付けること。

また、ダッシュボード上に設置する場合は、前方視界を妨げる位置には設置しないこと。

(15) 警告装置

キャブ内で扉の開閉状態、照明装置の未収納状態及び三連はしご昇降装置の未収納状態が確認できる監視モニターまたは視認性に優れたワーニング状態を確認できるランプ等を設けること。(詳細は別途協議)

11 車載品（救助用資機材）

安全確実に積載、装備等ができ、容易に取外しができる堅固な装置を備えること。

また、同等以上の性能を有する品を主張する場合は、事前に性能資料を提出し、新潟市消防局警防課の承認を得るものとする。

12 車体の形状及びぎ装要領

(1) 車体の区画

ア 車体右側中央部は照明電源とし、中央から後部は車体中央で左右に分割し、さらに両側を3～5区画に分割し資機材を収納する構造とすること。

なお、積載資機材の寸法により収納が困難な場合はこの限りでない。

イ 下部は可能な限り大型の収納ボックスとすること。

ウ 各区画には、収納する資機材に合わせた鋼板製の棚を設けること。

(2) 資機材の収納方法

ア 可能な限り同一用途ごとにまとめること。

イ 重量物は可能な限り下部に収納すること。

ウ 積載する資機材に応じて、ローラーまたは引き出し装置を設け、容易に車外に引き出せる構造とすること。(収納場所は別途協議)

(3) ロープ、カラビナ等は、容易に出し入れが可能な吊り下げフック付きの引き出しレール式とすること。

また、収納スペースを有効活用するため、必要により積載資機材をパネル等に固定し片開きで収納庫が手前に取出せるようにすること。

(4) 車体の形状はボックス型とし、後方の視認性がよい構造であること。

(5) ぎ装は、努めてアルミ板及びステンレス鋼を使用し、総合的な重量軽減を図り、車両全体の重量バランスを考慮して施工すること。

(6) 車体の骨組みは、完全に自立する構造とし、側板、腰板等に大きな荷重をかけないこと。

また、積載枠は積載する資機材等の変更に伴う改造が容易に行なえるユニット式とすること。

(7) 車体上面は十分強度があり、雨水等が滞留及び車体内部に浸水しない構造とすること。

(8) シャーシに骨組みを取付ける場合は、リベット接手またはボルト締めとし、主要部分のボルトにはダブルナット等の使用により緩み防止措置を施すこと。

(9) シャーシフレームにぎ装上の構造物、枠組み取付け台等を取付ける場合は、原則と

- して弛緩しない方法でボルト締めとすること。
- (10) 主要積載品及び取付品は、それぞれ強固な固定装置を設けて積載するか、または取付けること。
 - (11) 危険防止のため、手摺り、足掛かり、握り棒を必要な場所に取り付けること。
 - (12) ステップは周辺折り曲げ構造とし、ブラケット、手摺り、握り棒等を取付ける部分には、十分な補強を施すこと。
 - (13) 車体の重要な点検箇所及び主要部分には、点検整備に必要なスペースを確保するとともに、必要な箇所には点検口または点検扉を設けること。
 - (14) 燃料給油口は、給油に際し容易な位置に設けて、給油口には燃料の種類と容量を記入すること。
 - (15) 後部フェンダーは、タイヤチェーン装着時の走行、タイヤ交換及び積雪時のチェーン掛けの障害とならないよう十分に大きめな構造で、反転式ステップのチェーンレスとすること。
 - (16) 車体上部は作業が容易に行えるようフラットとし、両脇の赤色点滅灯と作業灯が埋め込めるよう、２段手摺り程度の外壁を設け内側はステンレスの縞板とする。
なお、高さ等詳細については別途協議する。
 - (17) 床、ステップ等は雨水が溜まらない構造とすること。また、車体上部の縞板の継目は雨水の漏洩を防止する措置を施すこと。
 - (18) 車体上部はアナログ用空中線１本とデジタル用空中線２本を容易に取り付けられることのできるステーを上部立ち上げの壁に取り付けること。(詳細は別途協議)
なお、屋根貫通箇所には防水処理を施すこと。
 - (19) 車体上部右側にボート収納箱（銀ボックス）を取付けること。
なお、寸法については可能な限り大きくし、蓋の開放は約１２０度とし、蓋と本体はダンパー式とすること。(詳細は別途協議)
 - (20) 排気管は耐熱措置(カンペハピオ耐熱塗料６００℃または同等のもの)を施すこと。
 - (21) 車体の形状は努めてデパーチャーアングル、アプローチアングル及び重量バランスを考慮すること。

13 資機材収納等

(1) 資機材収納棚

ア 資機材収納用の取手付アルミ箱を取付けること。

(資機材については、別表のほか、当市が指示するものとする)

イ 資機材収納棚は、資機材を効率的に積載でき、かつ使用に際し資機材等の出し入れが容易に行える構造とすること。

ウ 各棚に、積載資機材を固定する脱着が容易な金具またはベルト等を設けること。

エ 各棚に取外しが可能なスノコ板を敷くこと。

オ 各棚の段ごとに内径１５ミリメートル程度の水抜き穴を設け、その穴にパイプを接続し、車体下方まで延長すること。

カ 救命索発射銃の収納は、鍵付きボックスを設け格納すること。

キ キャブとぎ装部の間に可能な限り資機材収納庫を設けること。

(2) 扉等の構造

- ア 下開きダンパー式のステップ兼用とし、すべてフラット、かつ極力隙間のないようにすること。(チェーンレス)
- イ 扉は雨水等が侵入しない構造の蓋式とすること。
- ウ 扉の内側はアルミ縞板張りとする。
- エ ドアロック(オートラッチ)を左右2箇所に取り付けるとともに、ロック状態が確認できるよう反射テープを張り付けること。構造上取り付けが不可能で当市が認めた場合は1箇所とすることができる。(詳細は別途協議)
- オ 全ステップの全側面に反射テープを張り付けること。
- カ 手動式で車体側面は全てシャッター方式(塗装は車体と同色)とし、その構造は次のとおりとする。
 - (ア) シャッターは、アルミ合金製ローラー方式で、耐久性・防水性を有し、開閉が任意の位置において停止できる機能を有すること。
 - (イ) 開閉方式は、開閉ハンドル式(ステンレス製でロック装置付き)またはバーハンドル式(シャッター幅の閉鎖用ステー及びロック装置付き)とする。
 - (ウ) シャッターの取付けは、走行等の振動で歪んだり、ガタついたりしないよう確実にすること。

14 その他の取付品等

- (1) 昇降用はしご、ステップ等
 - ア キャブ後方両側面に展開式はしごまたは展開式ステップを体裁よく取付けること。(詳細は別途協議)
 - イ キャブ後部ドア両側の下方に乗降用ステップを取付けること。
 - ウ クレーン両側操作部付近に昇降用のはしご又は展開式ステップを取付けること。
- (2) 手摺り及び握り棒
 - ア 車体上部の周囲の必要な箇所に2段式の手摺りを取付けること。
 - イ 車体前部右側昇降用タラップの付近に握り棒を取付けること。
 - ウ その他、車両整備等に必要の場所に手摺りまたは握り棒を取付けること。
 - エ キャブ前面に窓ふき用のアシストグリップを2個取付けること。
- (3) バッテリーは、引き出し装置付きで雨、雪が入らないボックスを取付けること。
なお、コード類はバッテリーの出し入れに支障がないよう十分な余裕をとること。
- (4) マップケースを後部座席前方握り棒中央付近に取付けること。
- (5) 後部反射器は、車両後部両側に取付けること。
- (6) 消防章は、キャブフロント部に黒色の台座を設けて取付けること。
- (7) 各フェンダーにゴム製の泥除けを取付けること。
なお、車体部との間の当市が指定する位置にアルミ縞板を取付けること。
- (8) 車両前面及び車両後部に牽引用フックを設け、許容荷重を表示すること。
- (9) 後部座席後方パネル最上部に、防火衣等を掛けるフックを4個以上取付けること。
- (10) 車体後部及び内部に車輪止の収納枠を設けること。(車輪止4個)

15 電装品関係

- (1) 各電装品の電気配線及び無線電話装置関係の配線は、キャブ内張り内を通すことと

- し、キャブ本体の貫通部は、雨水等の漏れを防止するとともに電装品及び各配線の取付け箇所が容易に点検できる構造とすること。
- (2) 配線及びコネクタ等は、防水及び防錆性能を有するものを使用し、コネクタ等に雨水等が直接かからない措置を講ずること。
 - (3) キャブ内センターコンソールに100Vコンセントを設けること。
 - (4) 各装置のスイッチは、十連スイッチを設けて体裁よく納めること。
 - (5) 電装品のスイッチを、十連スイッチに設けること。
 - (6) 各装置のヒューズは、集中コンソールボックスの付近に専用のボックスを設け取付けるとともに、ヒューズごとに銘板を取付けること。
 - (7) 各資機材収納ボックス内を有効に照明できる保護枠付照明灯(LED)を各段ごとの左右に必要な分を設け、点灯及び消灯を扉の開閉と連動する構造とするとともに、メインスイッチを十連スイッチに設けること。(詳細は別途協議)
 - (8) 路肩灯は、バス型LEDを左右後輪付近に取付け、スモールライトと連動させること。
 - (9) 車幅灯はキャブ後方及び車両後方に取付け、スモールライトと連動させること。
 - (10) スイッチ類は全てボタン式とする。

16 車載型無線装置等

車載型無線装置等は、現有車両から移設するものとし、その仕様は別紙「車載型無線装置及び車両運用端末装置移設仕様書」によるものとする。

第5 塗装等

1 塗装要領

塗装、メッキ及び文字の記入は、上質な材料を使用し、入念に仕上げること。

- (1) 下地
 - ア 完全な錆落とし
 - イ 洗淨
 - ウ プライマー塗り
 - エ 水研ぎ
 - オ サーフェーサー塗り
 - カ 完全乾燥
- (2) 上塗り
 - ア 下地塗装が十分乾燥した後実施
 - イ ラッカー3回塗り以上
 - ウ 熱風乾燥又は焼付け
 - エ コンパウンド及びワックスによる磨き仕上げ

2 塗色

- (1) 朱色(関西ペイントXB-327-F13ウレタン60又は同等品以上)

車両外面

塗料はVOC（揮発性有機溶剤）削減、環境負荷物質（鉛など）を一切含んでいない等の環境を考慮したハイソリッドウレタン塗料を使用すること。

(2) 黒色

ア フェンダー内

イ 車体下廻り

(3) 銀色

ア ボックス内面

イ 床板

ウ ステップ

エ 車体上部

(4) その他

(2)については、塗装前にピッチングコート又は同等の塗装を施すこととし、入念に防錆処理を施すこと。

3 メッキ

次の部分には、良質なクロムメッキを施すこと。ただし、鉄製品については銅メッキを施した後クロムメッキを施すこと。（ステンレス、アルミ製品を除く）

(1) 各操作バルブ、レバー、ハンドル類

(2) ボックスの蝶番、止め金具類

(3) 各種保護枠

(4) 手摺り

(5) その他別途指示するもの

4 文字等の記入

(1) キャブ両側に、丸ゴシック体の白文字で、左右とも左読みで「新潟市消防局」（約130mm角）と記入すること。

(2) 対空表示をキャブ屋根上に、丸ゴシック体の白文字で「新潟」（約600mm角）「東R」（約600mm角）と2段で記入すること。（天井が縞板の場合は赤文字）

(3) 車両前後の指示位置に、丸ゴシック体の白文字で「東R」（約70mm角）と記入すること。

(4) 車体両側に特別救助隊章を貼付けること。（大きさ、位置については別途指示）

(5) 車体左右側部のシャッターには新潟仕様（稲妻N）マークを白色で記入すること。

(6) 車体左右の後部シャッターには「東消防署 特別救助隊」の文字を丸ゴシック体の白文字で記入すること。（大きさ、位置については別途指示）

(7) その他、マーキング等のデザインについては別途打合せによるものとする。

(8) 上記文字及びラインについては反射材を使用すること。

(9) その他デザインについては別途打合せによるものとする。

(10) 文字標示等の施行については、新潟市屋外広告物条例に基づくものとする。

第6 検査

1 検査

本仕様書、承認図書及び協議事項に基づいて行うものとする。

ただし、一部の検査については、社内検査成績表等により省略するものとする。

2 中間検査

(1) 当市が必要と認める場合に実施するものとし、時期等については、製作工程を考慮し行うものとする。

(2) 検査を行う場合、受注者は製作工程等を考慮し検査日の14日前までに当市に依頼文書を提出すること。

3 最終検査

新規登録後、当市が指定する日時及び場所で行うものとし、検査の結果不備事項または不合格品がある場合は、当市の指示する日までに改修または取替えを行い、再度検査を受けるものとする。

第7 補則

1 登録等の経費

納入までに要する経費等は、受注者の負担とする。ただし、車両登録に要する経費のうち、自動車損害賠償責任保険、自動車重量税及びリサイクル費用は当市が負担する。

2 自動車登録番号

当市が希望する番号とする。(詳細は別途協議)

3 保証期間

(1) 納入の日から起算して2年間とし、保証書を提出すること。ただし、保証期間経過後といえども、設計不良、製作上の欠陥等による故障等を生じた場合は、無償で修復または取り替え等を行うこと。

また、故障等が生じた場合の修理等については、速やかに対応すること。

(2) 納入後12か月までの法定点検整備及びそれに伴う整備を受注者が無償で行うものとする。

4 納入

(1) 北陸信越運輸局新潟陸運支局の新規登録を受けた後、各部の点検整備、燃料を満タンとし、清掃手入れを実施のうえ納入すること。

(2) 納入する際は納品書を提出すること。

(3) 納入場所は、新潟市東区山木戸1丁目1番20号 新潟市東消防署とする。

5 取扱い説明

納入者は、当局が別に指示するとおり、本車両及びぎ装装備品等の取扱いについて専門係員を派遣し取扱い説明を行うこと。

6 納入期限

令和3年3月17日（水）

7 業務評価

契約終了後、この契約に対して業務評価を実施する。

別表1 取付品及び取付装置

番号	品名	数	仕様等	積載別
1	車載無線電話装置	1式	別紙仕様書のとおり	取付
2	車載端末装置・GPS装置	1式	別紙仕様書のとおり	取付
3	赤色警光灯 フロント	1式	CFRP 又はアルミ製ハイルーフ一体型	取付
4	赤色点滅灯 フロントグリル内左右各2 フロントバンパー側面左右各1	1式	ウレシ製 WIONBR24 WIONSMCR24	取付
5	後部点滅灯 車体後部左右各2	1式	ウレシ製 M7FCR24 (減光スイッチ取付位置及び点滅灯取付位置は別途協議)	取付
6	キャブ中央側部点滅灯 側部左右各1	1式	ウレシ製 M7FCR24(キャブ側面で赤色警光灯が確認できる場合は不要とする。)	取付
7	両側部点滅灯 車体上方側部左右各2	1式	ウレシ製 M7FCR24	取付
8	作業灯 後部左右各1 車体両側上部左右各3	1式	ウレシ製 M7ZC24 (取付位置は別途協議) PELCC24 (取付位置は別途協議)	取付
9	テールランプ	1式	小糸製作所製 LEDRCL-24 左右 (取付位置は別途協議)	取付
10	ウインチ装置	1式	大橋機産 MCW550RRT (リモコン付き) MCW5103DVT (リモコン付き)	取付
11	牽引用フック	1式	車両前部2, 車両後部2 リアフェンダー内2	取付
12	クレーン装置	1式	タダノ ZX303HREN	取付
13	照明灯(LED)装置	1式	照明装置 多摩川精機 KLED-4000 LED2000W×2灯 発電機 多摩川精機 GHD13KV	取付

14	路肩灯	2式	バス型 LED (認定品 24V25W)	取付
15	電子サイレンアンプ	1式	大阪サイレン TSK-D152 マイク MC-D1L (延長用コード付き) フレキシブルマイク (UD-200)	取付
16	モーターサイレン 自動断続吹鳴装置	1式	CFRP 又はアルミ製ハイルーフ一体型 大阪サイレン 7N型	取付
17	車外無線送話機取出口	2式	左右	取付
18	はしご昇降装置	1式	手動式(車両上部左側)	取付
19	ボート収納箱	1式	銀ボックス(車両上部右側)	取付
20	地図等収納ボックス	1式	A3サイズ	取付
21	バッテリー引出し装置	1式	ボックスタイプ	取付
22	エンジン点検灯	1式	LED	取付
23	車幅灯	2式	LED (左右)	取付
24	消防章	1個	サイズ 150mm (黒色台座)	取付
25	フレキシブルマップランプ	3式	LED	取付
26	空気呼吸器固定装置	4基	ベルト固定式	取付
27	空気呼吸器固定装置 (助手席)	1基	ベルト固定式	取付
28	呼吸器下部収納ボックス	1式		取付
29	呼吸器はめ込み式リアシート	1式	シート上下落とし込みも可	取付
30	バックアイカメラ	1式	8インチ前後の液晶テレビ付き	取付
31	大型デジタル時計	1個		取付
32	サイドバイザー	1式		取付
33	跳ね上げ式シート	1式		取付
34	キャブ蛍光灯	1式	LED 遮光カバー付き	取付
35	LEDヘッドランプ	1式	純正品	取付

36	ナンバー枠	1式	前後	取付
37	フック	1式	S字フック HXFWS-RIN-7102XX 10個 面体用フック HRFWS-RIN-6102XX 4個	取付
38	後退警報機切替	1式		取付
39	P T O	1式		取付
40	ドライブレコーダー	1式	コムテック製 HDR-951GW (メイン・サブ) (記録メディア SDHC カード 32GB 付) 予備 SDHC カード 32GB	取付
41	警告装置	1式		取付
42	火の粉飛散防止装置	1式	脱着式 (30メッシュ以上)	積載

別表2 積載品及び付属品

番号	品名	数	仕様等	積載別
1	ダブコンブーストノズル	2式	YONE製 NV-65W.BT (スプレー含む)	積載
2	金てこ	1本	縦型ハール (長さ 1200 mm・重量 2.8kg)	収納
	角スコップ	2丁		取付
	剣先スコップ	2丁		
	斧	1丁	大斧・剣付き, 柄グラスファイバー	収納
	のこぎり	1本	Silky マスター 360	収納
	ツルハシ(ハチヅル)	1丁	長さ 900 mm・頭重量 2.5Kg 柄グラスファイバー	収納
	補修用塗料	1式	500cc はけ 3本	積載
3	とび口	1式	長さ 1.8m 2本 長さ 1.0m 2本	取付
4	消火器	1本	自動車用粉末 20 型 (固定金具付き)	取付
5	応急処置用セット	1式	災害少人数用救急箱 (5~10 人用)	積載
6	運搬台車	1台	EA520BK-5 耐荷重 300Kg エア入タイヤ	積載
7	エマージェンシーハンマー	1式	車からの緊急脱出用	取付

別表3 車両備品

番号	品名	数	仕様等	積載別
1	自動車工具	1式	標準付属品	収納
2	タイヤチェーン	1式	タフカム KCL-01 シングル(バンド含む) 2組 (予備クロスKCLC) 約100本	積載
3	フロアマット	1式	標準品	積載
4	車輪止	4個	ゴム製	取付
5	非常用信号用具	1本	発煙筒(標準付属品)	取付
6	三角表示板	1個	ポーター工業 PGS-53	積載
7	赤旗	1本	木製柄,旗の大きさ 約30cm角	積載
8	LED合図灯	3本	ポーター工業 RKC-N2 アルカリ電池付	積載
9	スノータイヤ	1式	スタッドレスタイヤ(ホイール付き) 6本	積載
10	予備タイヤ	1式	スタッドレスタイヤ(6穴ホイール付き) 1本	積載
11	予備タイヤ	1式	スタッドレスタイヤ(8穴ホイール付き) 1本	積載
12	ラバーコーン	4個	PC-450 高さ45cm(コーンヘッド付き)	積載
13	方向指示板	1枚	ポーター工業 TPF-70	積載
14	ブースターケーブル	1組	大型車用	収納
15	牽引用ワイヤー	1本	長さ 約5m	積載
16	グリスポンプ	1式	ポンプもみ式 グリス容量300g	積載
17	踏み台	1個	クラフターズ ツールライト L(同等品可)	積載
18	工具箱	1式	KTC SK4511WM 工具セット(同等品可)	収納
19	点検ハンマー	1本	KTC UDHT-26(工具箱に入るサイズ)	積載

別表4 救助用資機材 (省令別表1)

番号	品名	数	仕様等	積載別
一般救助用器具				
1	かぎ付きはしご	1基	関東梯子 KHFL-TOT31	取付
2	三連はしご	1基	関東梯子 KHFL-SIW87 (表引き)	取付
3	ワイヤーはしご	1基	関東梯子 KHFL-Y-11	収納
4	空気式救助マット	1式	支給品 (藤倉航送 SL-35 型)	収納
5	救命索発射銃	1式	支給品 (ミロク精機 M-63)	収納
6	救命索発射銃 ボンベカートリッジ	5個	ミロク精機 M-63 用 浮環弾用ボンベカートリッジ	積載
7	救助用縛帯	1式	テラックスエバックハーネス	収納
8	サバイバースリング	1式	エマルゴテクニカルソリューションズ社製 AC01-070-00RevC	収納
9	平担架	1式	エルゴン WMR-16150/V (同等品可) 付属品 ヘッドロック(WMR-9150) ストラップ (WMR-9156)	収納
10	ロープ	2巻	支給品 (東京製綱白M打ち 200m)	積載
11	カラビナ	1式	KA10K-S 10個, KA12K-S 20個	積載
12	滑車	5個	KT-02A	積載
重量物排除用器具				
1	油圧ジャッキ	1式	ホルマトロ (同等品可) TR5350LP 1基 ラムサポート HRS22 1基 ハンドポンプ PA18H2C 1基	取付
2	油圧スプレッダー	1式	支給品 (ブラックホーク)	積載
3	可搬ウインチ	1式	チルホール TU-16 (ワイヤー 20m 付き)	収納
4	ワイヤーロープ	1式	10mm×3m 2本 10mm×5m 2本 (10mmさつま仕上げ, 輪の大きさ直径27センチ幅5センチ)	積載

5	ベルトスリング	1 式	SG4E 75mm×3m SG4E 75mm×5m	2 本 2 本	積載
6	マンホール救助器具	1 式	支給品 (レスキュー°ロセット SRPST-B)		積載
切断用器具					
1	油圧切断機	1 式	支給品		積載
2	エンジンカッター (12 インチ)	1 式	ハスクバーナー K770 Rescue (12 インチ) 1 台 レスキュー°プレート° FR-4 (12 インチ) 1 枚 レジノイト°プレート° (金属・非金属用) 各 5 枚 ダイヤモンド°プレート° EZ-300 (12 インチ) 1 枚		取付
3	ガス溶断機	1 式	支給品 (酸素溶断機 OZ)		積載
4	チェーンソー	1 式	テンパ°ストテクノロジー レスキューチェーンソー (替刃付き) 572HD-16DG		取付
5	鉄線カッター	1 本	ホルトクリッパー (硬質材用) BC-0960 MCC		収納
破壊用器具					
1	万能斧	5 本	トップマンとび SR-OK-0837		積載
2	ハンマー	1 本	柄ガラスファイバー 型式 D-GH4.5 長さ 約 920mm		積載
3	携帯用コンクリート破壊器具	1 式	支給品 (ハンディ°ブレイカー)		積載
検知・測定用器具					
1	可燃性ガス測定器	1 器	理研計器 GX-6000 (ケース, サンプリング°チューブ°付) 4 種類測定 (CH4, O2, H2S, CO)		積載
2	有毒ガス測定器		支給品 (可燃性ガス測定器で兼用)		積載
3	酸素濃度測定器		支給品 (可燃性ガス測定器で兼用)		積載
4	放射線測定器	1 器	支給品 (現有資機材を転用)		積載
呼吸保護用器具					

1	空気呼吸器一式	5 式	NM30 CS 面体付き (面体保護カバー, コーナテープ付き) カーボン FRP ボンベ 4.70/29.4MPa (ボンベカバー付き)	取付
2	空気呼吸器予備ボンベ	5 本	カーボン FRP ボンベ 4.70/29.4MPa (ボンベカバー付き)	取付
隊員保護用器具				
1	革手袋	5 双	支給品	積載
2	耐電手袋	5 双	YS-101 (サイズ L)	積載
3	安全帯	5 式	オクテラッチ フルハーネス YKOP-018 2 種ランヤード付	積載
4	防塵メガネ	5 個	支給品	積載
5	携帯警報器	5 個	支給品 (モーションスカウト)	積載
6	防毒マスク	5 個	HR09-M60W マルチガスタイプ (予備吸収缶 1 組付)	積載
7	化学防護服	5 着	シゲマツ PS-480L (防護レベル B) サイズ:大	積載
8	陽圧式化学防護服	5 着	支給品 (現有資機材を転用)	積載
9	放射線防護服	3 着	支給品 (NUK-5000)	積載
1 0	簡易画像探索機		支給品 (画像探索機 II 型で兼用)	積載
1 1	除染シャワー	1 式	支給品 (現有資機材を転用)	積載
1 2	除染散布器	2 器	支給品 (現有資機材を転用)	積載
水難救助用資機材				
1	潜水器具	3 式	潜水用ウェットスーツ Mobbys CGD-A σ 型 ジャケット XHCC-160000 カラー ORG/BLK ロンクッション XHCC-410000 カラー ORG/BLK または TUSA RS119W1 5SJE ジャケット 301 ロンクッション 400 1 ジャケット	ボンベのみ取付 その他は収納

			<p>(1) 生地厚さ：5 mm 最も耐久性に優れたものとし、裏生地は最新の起毛素材とする。</p> <p>(2) スタイル：ボレロ型，前開きファスター</p> <p>(3) ファスター：両袖（外側 23cm 程度）</p> <p>(4) リフレクター：胸 2 箇所（詳細打ち合わせ）</p> <p>(5) 名入れ：背中部に「新潟市消防局」 「NIIGATA CITY FIRE BUREAU」を 2 段で体裁よく入れること。 両袖部に「新潟市」と入れること。 胸部に「新潟市消防局」と入れること。 名入れの位置，文字大きさ，書体等は詳細打ち合わせ</p> <p>※サイズ，デザインは別途打ち合わせ</p> <p>2 ロングジョン</p> <p>(1) 生地厚さ：5 mm 最も耐久性に優れたものとし、裏生地は保温性に優れた最新の起毛素材とする。</p> <p>(2) ファスター：左脇（20cm），裾（30cm）</p> <p>(3) リフレクター：裏腿 2 箇所</p> <p>(4) ニーパッド：耐久性に優れたものとする。</p> <p>※サイズ，デザインは別途打ち合わせ</p> <p>潜水用ドライスーツ Mobbys DRSC-AY 型 XHCD-123518 カラー ORG/BLK または TUSA RS119D1A 3.5LEH</p> <p>(1) 生地厚さ：3.5mm</p> <p>(2) 名入れ：背中部に「新潟市消防局」 「NIIGATA CITY FIRE BUREAU」を 2 段で体裁よく入れること。 両袖部に「新潟市」と入れること。 胸部に「新潟市消防局」と入れること。 名入れの位置，文字大きさ，書体等</p>	
--	--	--	--	--

			<p>は詳細打ち合わせ ※サイズ,デザインは別途打ち合わせ</p> <p>BC ジャケット TUSA BCJ119-01</p> <p>レギュレーター TUSA RS340 BK</p> <p>オクトパス TUSA SS10S Y</p> <p>3 ケーシィ TUSA SCA360JS</p> <p>ボンベ AQUALUNG 10L メタリコンタンク (K2 ハルブ付)</p> <p>ヘルメット AQUALUNG ヘルメット(835000)</p> <p>バック AQUALUNG アクアキアバック(655000)</p> <p>グローブ TONBORESCUE N860R(L)ウエット用</p> <p>グローブ TUSA WPG3025ドライ用</p> <p>フート DSF1000</p> <p>ブーツ TUSA</p> <p>ナイフ TUSA FK940MS</p> <p>ウェイトベルト TUSA TA5404</p> <p>ウェイト TUSA 1kg 2個, 2kg 2個</p> <p>マスク TUSA M27QBL OR</p> <p>スノーケル TUSA SP461QB OR</p> <p>フィン SCUBAPRO 25378500 (XL)</p> <p>スナッチローコイル TUSA TA-40 BK</p>	
--	--	--	--	--

2	予備スーツ	3 式	<p>潜水用ウェットスーツ Mobbys CGD-Aσ 型 ジャケット XHCC-160000 カラー ORG/BLK ロングジーン XHCC-410000 カラー ORG/BLK または TUSA RS119W1 5SJE ジャケット 301 ロングジーン 400 ※サイズ、デザインは別途打ち合わせ</p> <p>ブーツ TUSA ※サイズ、デザインは別途打ち合わせ</p> <p>潜水用ドライスーツ Mobbys DRSC-AY 型 XHCD-123518 カラー ORG/BLK または TUSA : RS119D1A 3.5LEH ※サイズ、デザインは別途打ち合わせ</p>	積載
3	救命胴衣	6 式	TK-24ARS (ネム入り同等品可) ※船検対応型	積載
4	水中投光器	3 個	TUSA TL0001(ワイト)	積載
5	救命浮環	1 個	P-300 (ネム入り, 15mロープ付き)	積載
6	救命ボート	1 式	<p>折りたたみ式ゴムボート ResQcraft3800 船舶検査用品一式 (救命胴衣を除く。) (小型船舶の登録及び検査済のもの) 定員 6 名 ※ 左右両側に前方から新潟市消防局と記入</p>	収納
7	船外機	1 式	出力約 20PS/rpm 4 サイクルエンジン ガソリン携行缶含む	取付
山岳救助用器具				
1	バスケット担架	1 式	<p>バスケットストレッチャー (タイタン TI) 分離型 リフティングブライトル (D 環付) フレーションカラー</p>	収納

その他の救助用器具				
1	信号機付投光器	1 式	カネコ製 KS-C 型 投光器 30mケーブル付き ケーブル収納袋 三脚 補助ケーブル(ロック式から差込式,アースは折りたたみ可能) 投光器用発電機 (ホンダ EU9i)	取付
2	携帯投光器	5 個	ファイヤーハルカン (防爆型) 071F (同等品可)	積載
3	携帯拡声器	1 個	ノボル電機レインメーカーホン TS-633L	積載
4	その他の携帯救助工具	1 式	ロープガイト ヴェツルプロテック C45N 3 個	積載
5	エアネイラー	1 式	マキタ製 エアネイラー本体 AN936HM (青) エアネイラー用ワイヤ釘 (65 mm, 90 mm) ×各 10 卷 マキタ製 エアコンプレッサー (ホース付) AC460S	積載
6	鉄筋センサー	1 個	ボッシュ製 D-tect150CNT	積載
7	非接触温度計	2 個	FLIR K2	積載
8	テープスリング	1 式	オープンスリング シンキングロック製 SR0714 19mm 巾 60cm×5 本 SR0714 19mm 巾 120cm×5 本	積載
9	充電式油圧救助器具	1 式	オグラ社製 RP-M18V パワーユニット RP-V250 コンビツール RP-R370 ラム ソフトケース付	積載

救助用資機材 (省令別表2)

重量物排除用器具				
1	マット型空気ジャッキ	1式	ホルマトロ リフトハック (1.0MPa セット) リフトハック (HLB11) 2枚 リフトハック (HLB31) 2枚 コントローラー HDC12J 1個 レギュレーター PRV12J (300型) 1個 エアホース (10m) 青, 黄 各1本 開閉ホース SOH12 4個	収納
2	大型油圧スプレッダー	1式	ホルマトロ CORE スプレッダー SP5240 1基 牽引チェーン(ケース入り) PCS02 ※チェーン, チェーンアダプタ含む 1式 エンジンポンプ DPU31PC(同等品可) 1基 CORE ホース 5m (青) 2本 CORE ホース 10m (オレンジ) 2本 ホルマトロシャープ エッジカッター SEP5 1セット ホルマトロ ロックブロック B 1セット	取付
切断用器具				
1	空気鋸	1式	タイガーエアソー (コイルホース付き) 1台 圧力計 (300型) 1台 替刃 (14・18・24・32山) 各10本 オイル (250cc) 2本 オイルカップ 1本	収納
2	大型油圧切断機	1式	ホルマトロ CORE カッター(NCT) インクラント CU5050i	取付
3	空気切断機	1式	支給品 (アシックス・エアカッター)	積載
4	コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー	1式	ハスクバーナ K960CHAIN 1台 予備チェーン 1個 加圧式水タンク 1器	積載
5	エンジンカッター (14インチ)	1式	ハスクバーナ K970III Rescue (14インチ) 1台 レスキュープレート (14インチ) 1枚 ダイヤモンドプレート (14インチ) 1枚	積載

破壊用器具				
1	削岩機（エンジン式）	1 式	ゼノア エンジン式コンクリートブレイカーガン CB4410 替アタッチメント（超硬チップ） 1 本	積載
2	ハンマドリル	1 式	ヒルティー ハンマドリル TE30-AVR 先端工具 ドリルビット TE-CX25/48 1 本 ポリゴンチップ TE-CP SM18 1 本 ポリゴンチップ TE-CP SM25 1 本	積載
呼吸保護用器具				
1	酸素呼吸器一式	4 式	エアウォーター製キセム 11 カーライム 2.1 kg 含む 酸素ボンベ 182F 含む	積載
2	酸素呼吸器用カーライム	2 個	エアウォーター製カーライム剤 9 kg	積載
3	簡易呼吸器	2 式	興研 ライフマスター	積載
4	防塵マスク	5 式	興研 1010A 型（フィルター 5 個付き）	積載
5	送排風機	1 式	大西電機 本体 BM-C 防爆型 1 器 フレキシブルダクト 5m SE-300E 2 本	取付
隊員保護用器具				
1	耐電衣	2 着	YS-121-42-05（サイズ LL）（同等品可）	積載
2	耐電ズボン	2 着	YS-122-1（サイズ LL）（同等品可）	積載
3	耐電長靴	2 足	YS-111（27 c m）	積載
その他の救助用器具				
1	緩降機	1 式	スローダウン 125	収納
2	発電機	1 基	送排風機用発電機（ホンダ EU18i）	取付
3	プロテクター	5 式	シルバークラックス エルボーパッド・ニーパッド SP300・ SP400	積載

高度救助用器具				
1	画像探査機（Ⅱ型）	1式	IV9635GL（本体） リジッドカイトチューブ GT-R3M セミフレキシブルカイトチューブ	積載
2	地中音響探知機	1式	サウンட்トレーサー AK-6	積載
3	熱画像直視装置	1式	フリアー製 K2	積載
4	夜間用暗視装置	1式	ナイトビジョン MUM-14	積載

車載型無線装置及び車両運用端末装置移設仕様書
(救助工作車Ⅲ型)

令和2年度
新潟市消防局

1 目的

本仕様書は、令和2年度に本市が更新整備する救助工作車Ⅲ型に車載型無線装置及び車両運用端末装置一式を、本市が指定する車両から移設するための業務（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものである。

2 業務の範囲

車両の受注者は、本仕様書に基づき次の業務を行うこと。

- (1) 本市が指定する車両から車載型無線装置及び車両運用端末装置一式の取外した後、更新車両へ取付けること。
- (2) 移設した車載型無線装置及び車両運用端末装置の動作確認及び消防指令管制システムとの接続試験
- (3) 車載型無線装置及び車両運用端末装置を移設する際に不要となる部品等の処分

3 共通事項

車載型無線装置及び車両運用端末装置の移設に関する共通事項は、次の通りとする。

- (1) 受注者は、車載型無線装置及び車両運用端末装置の移設について、事前に本市と協議を行い、本市の承諾を得ること。
- (2) 受注者は、本市が指定する業者から技術的支援等を受けた後、本業務を実施すること。

なお、本業務を本市が指定する業者に委託する場合は、この限りではない。

- (3) 受注者は、車両制作の段階で通線等を行い、配線、ケーブル類が露出することがないように適切に処理を行うこと。なお、配線、ケーブル等で別紙1の指定品については、すべて新品を使用すること。
- (4) ケーブル等を敷設する際には損傷防止のため保護管等を使用すること。
- (5) 電源配線は、バッテリー端子側にヒューズボックスを設け、取付け機器の電気容量に見合った太さ（2SQ線以上）の配線を使用し、他の装置と電源を共有しない独立した回路とすること。

なお、詳細については別紙2の配線図を参考とすること。

- (6) 車両後方両側面には、車載型無線装置及び車両運用端末装置の外部機器を収納するための通信機器収納ボックスを設けること。
- (7) 車載型無線装置本体は運転席と助手席の間の集中コンソールボックス内または、本市が指定する位置に収納、設置すること。
- (8) 車載型無線装置本体を収納する集中コンソールボックス上部の蓋は、ゴム製パッキン等により水等の浸入防止対策が施されたものであること。
- (9) 車載型無線装置及び車両運用端末装置の移設後に試験調整を行い、消防指令管制センターとの接続状況等の確認を行うこと。

4 車載型無線装置移設業務の詳細

- (1) 車載型無線装置一式は、本市が指定する車両から移設すること。
- (2) 車載型無線装置の操作部は、運転席と助手席の間に設ける集中コンソールボックス上の本市が指定する位置に取付けること。
- (3) 車両の助手席付近に無線装置専用の電源端子を設けること。
- (4) デジタル無線用空中線及びアナログ無線用空中線は、車両キャブ部分の上面に取付けること。また、同軸ケーブルは3D2Wまたは5D2Vとし、配管等により保護した後、内張り内を通線し、本市が指定する位置まで配線すること。
- (5) デジタル無線用空中線及びアナログ無線用空中線については、既設流用が困難なため一式を新品とする。
- (6) デジタル無線用空中線は、可能な限り1.2m以上の離隔を取ること。
- (7) 空中線の取付け位置は電子サイレン、モーターサイレン等の車両にぎ装された装置類から発生するノイズの影響を受けない位置に取り付けること。
- (8) 車内に設置するハンドセットは、集中コンソールボックス付近の当市が指定する位置所に取り付けること。また、車外に設置するハンドセットは、車両後方両側面の通信機器収納ボックス内に収納すること。
- (9) 車内に設置する外部スピーカーは、緊急走行時にも明瞭に聴き取れる音量を有するものであること。また、車載型無線装置本体のボリュームと連動して音量調整が可能なものであること。
- (10) 外部スピーカーは車両後方両側面スピーカー設置用のスペース（パンチングボード付き埋め込み型等）を確保して設置すること。また、外部スピーカーの入切スイッチを通信機器収納ボックス内に設置すること。

5 車両運用端末装置移設業務の詳細

車両運用端末装置は、次のとおり取付けること。

- (1) 車両運用端末装置は、本市が指定する車両から移設すること。
- (2) モニタボックス取付け位置付近には、次の信号等を端子出しすること。
 - ア 電源端子（常時電源）
 - イ アクセサリー信号
 - ウ アース線
 - エ 車速信号
 - オ リバース信号
 - カ イグニッション信号
- (3) 電源端子は車載型無線装置とは別に車両運用端末装置専用とすること。また、車両運用端末装置用電源は車両バッテリーから直接供給されるもので、他の装置、配線との共有がないものであること。

- (4) モニタボックスは、運転席と助手席間の集中コンソールボックス付近に、本市が指定する方式で取付けること。
- (5) GPSアンテナは、ダッシュボードの本市が指定する位置に取付けること。また、ケーブル類は配管等により保護した後、内張り内を通線し本市が指定する位置まで配線すること。
- (6) 車両運用端末装置の車外設定器は、車両後方両側面の通信機器収容ボックスに車載型無線装置車外ハンドセットと合わせて設置すること。

6 消防指令管制システム等との接続試験

本業務終了時には、次の項目の試験を実施すること。

- (1) 車載型無線装置
 - ア 消防指令管制センターとの送受信確認（個別通信、グループ通信及びメッセージの送受信を含む。）及び他移動局との送受信の確認
 - イ 出動指令の受信テスト
 - ウ 操作部の各表示及び機能の確認
 - エ その他、無線運用上必要な機能の確認
- (2) 車両運用端末装置
 - ア 自動出動指定装置との連動による出動指令の受信テスト及び事案登録
 - イ 車両動態の動作確認（無線バックアップを含む）
 - ウ その他、車両運用端末装置運用上必要な機能の確認

7 その他の業務

- (1) 当該車両が納入されたことに伴い、車載型無線機のID変更の必要が生じた場合は受注者の負担で実施すること。
- (2) 信越総合通信局への無線局免許変更申請等が必要となる場合の費用及び資料等の作成は受注者の負担とする。

8 指令管制システム主要装置のデータ変更等について

当該車両の更新に伴い、次の消防指令管制システム主要装置にデータ変更が必要となった場合は受注者の負担とする。

- (1) 指令制御装置及び非常用指令装置車両データの変更
- (2) 署所端末装置
 - ア 指令電話装置の車両表示変更
 - イ 署所管轄車両表示盤車両表示プレートの文字変更
 - ウ 署所無線LAN装置IPアドレス変更
- (3) その他、配置替えとなる車両が指令管制システムで正常に動作するためのデータの

変更

9 瑕疵担保責任

本業務の実施にあたり、移設のための作業内容、材料等の不良等に起因する不具合の発生については、特に期間を定めず受注者の責任において無償で修復又は取替え等を行うこと。

また、データの設定等による不具合については、当該車両が廃車または配置換え等によりデータの変更が行われるまでの間は受注者の責任において修正を行うこと。

10 完成図書

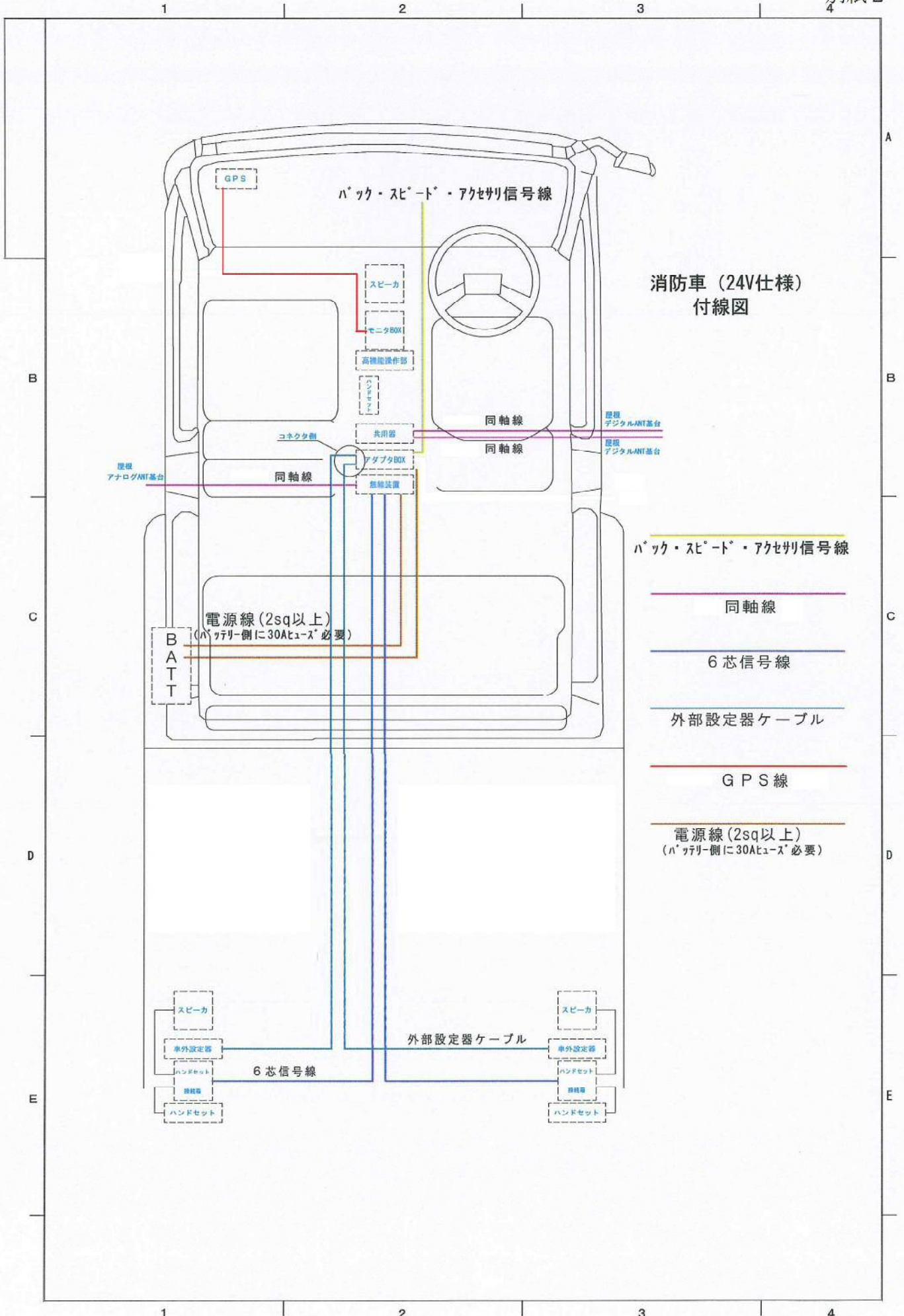
各機器移設に伴い下記書類を2部提出すること。

- (1) 配線系統図
- (2) 機器据付図
- (3) 現地試験成績書
- (4) 機器撤去に関する写真
- (5) 移設機器取付けに関する書類
- (6) データ変更一覧

11 疑義

本仕様書に明記されていない事項または疑義が生じた場合は、本市と協議し解決を図るものとする。

消 防 車(24V仕様) 指定品リスト					
No.	品 名	数量	単位	ケーブル配線等コメント	備 考
1	空中線(アナログ用)	1	式		屋根貫通型(防水処理)
2	空中線(デジタル用)	2	式	離隔距離1.2m以上	屋根貫通型(防水処理)
3	GPSアンテナ	1	式	ダッシュボードからセンターコンソールまで	
4	外部設定器ケーブル	2	本	通信機器収納ボックスからセンターコンソールまで	コネクタ有り、方向注意
5	トランペットスピーカ	3	台	通信機器収納ボックス×2台 車内×1台	
6	6芯信号ケーブル(10m 0.3・6芯)	2	本	通信機器収納ボックスからセンターコンソールまで	マイクコード
7	同軸ケーブル(コネクタ付き10m)	3	本	アンテナ設置部から通信機器収納ボックスまで	コネクタ有り、方向注意
8	防水ヒューズ付電源ケーブル	1	本	車載バッテリーからセンターコンソールまで	2SQ以上(無線機用)
9	防水ヒューズ付電源ケーブル	1	本	車載バッテリーからセンターコンソールまで	2SQ以上(AVM用)



入札(見積)書

年 月 日

新潟市長様

住所

氏名

受任者

印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札(見積)条件を承認のうえ
入札(見積)いたします。

金額				
履行場所				
品名	品質・規格	数量	単価	金額

(注)入札(見積)額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

委 任 状

年 月 日

新 潟 市 長 様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者 住 所

氏 名

印

受 任 者 氏 名

印

記

件 名

[受任者が入札する場合の記載例]

記載例

別記様式第1号
入札用(物品・委託)

入札(見積)書

〇〇年〇〇月〇〇日

新潟市長様

住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町
〇丁目〇〇番〇〇号
氏名 △△株式会社
(注) 新潟支店長 〇〇〇〇

●代表者本人が入札する場合は記入しない。
●委任する場合は、受任者名を記入し、委任状と同じ印を押印してください。

受任者 〇〇〇〇 印 代表者印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札(見積)条件を承認のうえ入札(見積)いたします。

金額	¥〇〇〇,〇〇〇 円			
履行場所	〇〇部〇〇課			
品名	品質・規格	数量	単価	金額
△△△△	△△△	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇

「仕様書のとおり」という記載でも結構です。

(注):新潟市入札参加登録での名称及び届出使用印

同一の印

様式第2号

委任状

〇〇年〇〇月〇〇日

新潟市長様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名 △△株式会社 (社印)
(注) 新潟支店長 〇〇〇〇

受任者 氏名 〇〇〇〇 印 代表者印

記

件名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

届出の使用印

※ 社印・代表者印は新潟市競争入札参加資格登録での「使用印鑑届」で登録された印で押印願います。

製 造 請 負 契 約 書

No.

発注機関：

件 名			
契 約 金 額	円		
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円			
品名 品質・規格など	数量	単位	単 価 金 額
履 行 期 限	年 月 日まで		
履 行 場 所			
契 約 保 証 金			有価証券 現金
特 約 条 項			

上記の製造請負について新潟市を甲とし、請負者を乙として、甲乙両者は次の製造請負契約条項及び特約条項の定めるところにより契約を締結し、この契約を証するため、契約書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 新潟市
代表者 新潟市長 印

乙 住所
氏名 印

製造請負契約条項

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令及び新潟市の条例・規則等を遵守し、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする製造の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、製造目的物を履行期限までに納入し、甲は、当該製造目的物の請負代金を支払うものとする。
- 3 製造目的物を完成するために必要な一切の手段については、この契約条項及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 5 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
- 6 この契約条項に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 7 この契約と他の契約（甲及び乙間の合意を指し、その名称のいかんを問わない。）の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約条項及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもつて合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

第2条 乙は、この契約締結と同時に、乙のこの契約上の損害金債務を含む一切の債務の履行を担保し、その履行がされない場合における損害賠償債務に充当するため、次の各号のいずれかに掲げる行為をしなければならない。ただし、第4号に掲げる保証を付す場合においては、履行保証保険契約の締結後、速やかにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約により生ずる損害金の一切の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げるいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、この契約が新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第34条第3号、第5号又は第6号のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる保証を付すことを免除する。
- 5 甲は、乙がこの契約の履行をしたときは、速やかに、第1項の規定により納付を受けた契約保証金又は同項の規定により寄託を受けた有価証券等若しくは金融機関等の保証書を乙に返還しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第3条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、その使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(契約の変更)

- 第5条 甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。
- 2 前項の場合において、契約金額、履行期限その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、文書をもって定めるものとする。

(履行の監督)

第6条 甲は、契約の履行中において、その適正な履行を確保するため、立会いその他の方法により監督をすることができる。

(検査及び引渡し)

- 第7条 乙は、製造目的物を履行場所に納入したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。
- 2 前項の規定による通知があったときは、甲は、当該通知のあつた日から10日以内に、乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、立会いを得ずにこれを行うことができる。ただし、これらの期間の末日が休日であるときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用方針（昭和25年4月7日大蔵省理財局長通知）に基づき解釈するものとする（以下、期間の定めのあるものについても同様とする）。
 - 3 甲は、納入された製造目的物が前項の検査（第5項の検査をしたときは、同項の検査。以下、これらを「検査」という。）に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。

- 4 納入された製造目的物の所有権は、前項の引渡しを受けた時に、乙から甲に移転するものとする。
- 5 甲は、検査に不合格となった製造目的物について、製造目的物の修補、代替物の納入、不足分の納入又は請負代金の減額を乙に求めることができる。この場合においては、第13条の規定を準用する。
- 6 乙は、前項の製造目的物の修補、代替物の納入、不足分の納入をしたときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。この場合における検査は、第2項の定めるところによるものとし、その後の手続については、第3項ないし前項までの規定を準用する。

(検査の遅延)

第8条 甲が、その責めに帰すべき事由により前条第2項に定める期間内に検査をしないときは、当該期間が満了する日の翌日から当該検査をした日までの期間（以下この条において「遅延期間」という。）の日数は、第11条第2項に規定する期間（以下この条において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、当該遅延期間の日数が当該約定期間の日数を超えるときは、当該約定期間は満了したものとし、乙は、当該約定期間の日数を超える日数に応じ、同条第3項の規定の例により遅延利息を請求することができる。

(不合格品の引取り)

第9条 乙は、検査の結果、不合格とされた製造目的物については、甲が指定した期間内に、自己の負担により、履行場所から搬出しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、乙の負担により、同項の製造目的物を返送し、又は処分することができる。この場合において、甲は、同項の製造目的物の滅失、損傷等について責めを負わないものとする。

(支払)

第10条 乙は、製造目的物の引渡しを終えたときは、書面をもって当該製造目的物の請負代金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項に規定する期間内に請負代金が支払われなかつたときは、当該請負代金の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

(履行期限の延長)

第11条 乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により履行期限までにその義務を履行することができないときは、速やかに、その事由を明記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。
- 3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上、履行期限を延長するものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第12条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに製造目的物を納入することができない場合は、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。

2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日から検査に合格する日までの間の日数（検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。）に応じ、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、履行期限までに既に製造目的物の一部の引渡しがあったときは、当該引渡しに係る部分に相当する代金の額を契約金額から控除した額とする。

3 第1項の違約金は、請負代金の支払時に契約金額から控除し、又は契約保証金が納付されているときはこれをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

（契約不適合責任）

第13条 納入された製造目的物が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という。）は、甲は、乙に対し、期間を指定して、当該製造目的物の修補、代替物の納入若しくは不足分の納入（以下、これらを「追完」という。）又は請負代金の減額を求めることができる。

2 乙が前項の規定による追完に応じないときは、甲は、乙の負担により第三者に追完させることができる。

3 前2項の請求は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができない。

4 甲は、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、第1項及び第2項の請求をすることができない。ただし、乙が納入の時に契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

5 第1項及び第2項の請求について、民法562条ただし書きは適用しないものとする。

（危険負担）

第14条 製造目的物の引渡し前に生じた製造目的物の滅失、損傷等については、乙が危険を負担する。

2 製造目的物の引渡し前に生じた災害その他の甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって製造目的物が滅失したときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、代金の支払いを拒むことができる。

（甲の解除権）

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。

（1） 履行期限までに契約を履行しない場合又は履行の見込みがないと認められるとき

（2） 正当な理由がないのに定められた期日までに契約の履行に着手しないとき

（3） 契約の相手方又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

（1） 契約の締結又は履行について、不正があったとき

（2） 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他の契約の相手方として必要な資格を失ったとき

- (3) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき
- (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき
- (5) 破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがあったとき、あるいは清算に入ったとき
- (6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
- (7) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第6条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を採るべき旨乙に対して請求したとき又は同法第7条に基づき、公正取引委員会が乙に対して勧告したとき
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は、乙の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約条項の一つにでも違反したとき

- 3 乙は、前2項の規定によりこの契約が解除された場合は、製造目的物の引渡しの前後にかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 第2条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は当該担保をもつて違約金に充てることができる。
- 5 第3項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

（談合その他の行為による解除等）

第16条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき（独占禁止法第77条の規定による当該処分の取消しの訴えが提起された場合を除く。）
- (2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定した場合
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定した場合

2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による解除をする場合について準用する。

3 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

（賠償額の予定）

第17条 乙は、この契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当するときは、製造目的物の引渡しの前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）

第6項に規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

(2) 前条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(乙の解除権)

第18条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲に当該契約の変更若しくは解除又は当該契約の履行の中止の申出をすることができる。

2 甲は、前項の申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(反社会的勢力の排除)

第19条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと

(2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと

ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係

イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係

ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係

エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係

(3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他、名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

(4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと

(5) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

オ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為

カ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）であって、甲から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為

キ その他前各号に準ずる行為

2 乙について、次のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

ア 前項第1号ないし第3号の確約に反する表明をしたことが判明した場合

イ 前項第4号及び確約に反し契約をしたことが判明した場合

ウ 前項第5号の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、甲の被った損害を賠償するものとする。

4 第2項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、解除により生じる損害について、甲に対し、一切の請求を行わない。

(反社会的勢力からの不当介入等に対する措置)

第20条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な理由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(疑義の決定)

第21条 この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。